

加古川市母子保健訪問指導事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に定める妊娠、出産又は育児に関する保健指導を行うため、同法第11条、第17条及び第19条の規定に基づき実施する訪問指導について必要な事項を定めるものとする。

(種目)

第2条 訪問指導の種目は次に掲げるものとする

- ① 妊産婦訪問指導
- ② 新生児訪問指導
- ③ 未熟児訪問指導
- ④ 乳児・幼児等訪問指導
- ⑤ 4か月を迎えるまでの乳児については、児童福祉法に定める乳児こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)を同時実施する。

(対象者)

第3条 訪問指導の対象者は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者とする。

(実施者)

第4条 訪問指導の実施者は保健師、助産師又は看護師等とする。

(記録)

第5条 訪問指導を実施した際は、保健指導記録を作成し、記録は5年間保存する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。